



鳥取県公報

平成12年 3月28日(火)
号外第15号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県県民局設置条例（県民室）	11
	鳥取県情報公開条例（ク）	11
	鳥取県私立高等学校等修繕促進事業助成条例（総務課）	20
	中心市街地における不動産取得税の不均一課税に関する条例（税務課）	21
	鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（公園都市政策課）	22
	鳥取県保健所条例（福祉保健課）	26
	鳥取県婦人相談所設置条例（ク）	27
	鳥取県社会福祉審議会条例（ク）	27
	鳥取県身体障害者更生相談所設置条例（障害福祉課）	28
	鳥取県知的障害者更生相談所設置条例（ク）	29
	鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例（ク）	29
	鳥取県介護保険財政安定化基金条例（長寿社会課）	30
	鳥取県児童相談所設置条例（児童家庭課）	31

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県県民局設置条例

1 設置（第1条関係）

県政に係る広聴、市町村との連絡調整並びに商工業、観光及び労働に関する事務を所掌させるため、県民局を設置することとした。

2 名称、位置及び所管区域（第2条関係）

県民局の名称、位置及び所管区域を次のとおりとすることとした。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県中部県民局	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部県民局	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

3 施行期日等

(1) この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

(2) 鳥取県米子商工労政事務所設置条例を廃止することとした。

◇鳥取県情報公開条例

第1 総則

1 目的（第1条関係）

この条例は、県政に対する県民の知る権利を尊重して、公文書の開示を求める権利その他情報公開に

関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資することを目的とすることとした。

2 定義（第2条関係）

(1) この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいうこととした。ただし、規則で定める日までの間は、公安委員会及び警察本部長を除くこととした。

(2) この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうこととした。ただし、県公報、新聞その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び県立の図書館等において一般の利用に供することを目的として管理されているものを除くこととした。

3 解釈及び運用の方針（第3条関係）

実施機関は、公文書の開示に当たっては、県民の公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するとともに、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないこととした。

4 適正使用（第4条関係）

この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならないこととした。

第2 公文書の開示

1 開示請求権（第5条関係）

次に掲げるものは、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示（(5)にあっては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。）を請求することができることとした。

- (1) 県の区域内に住所を有する者
- (2) 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 県の区域内に所在する学校に在学する者
- (4) 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの

2 開示請求の方法（第6条関係）

開示請求は、氏名等及び開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項等を記載した請求書を実施機関に提出する方法又は規則で定める方法により行わなければならないものとするとともに、開示請求の補正について必要な規定を設けることとした。

3 開示請求に対する決定等（第7条関係）

実施機関は、開示請求があったときは、原則として、当該開示請求があった日から起算して15日以内に、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書の全部を開示しない旨の決定、開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をし、書面により通知しなければならないものとするとともに、開示請求に係る公文書が著しく大量である場合における特例について必要な規定を設けることとした。

4 開示の方法（第8条関係）

実施機関は、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該公文書の開示を実施しなければならないものとするとともに、公文書の開示は、文書、図画又は写

真については閲覧又は写しの交付により、スライドについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うこととした。

5 開示義務（第9条関係）

実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならないこととした。ただし、開示請求に係る公文書に次に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、当該開示請求に係る公文書を開示しないこととした。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容
 - エ 公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であって、規則で定めるもの
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 県の機関、国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

6 部分開示（第10条関係）

実施機関は、開示請求に係る公文書に5の(1)から(6)までに掲げる情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合は、原則として、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないこととした。

7 公益上の理由による裁量的開示（第11条関係）

実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を開示することができることとした。

8 公文書の存否に関する情報（第12条関係）

実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示するこ

ととなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることとした。

9 事案の移送（第13条関係）

実施機関は、正当な理由があるときは、他の実施機関に対し、事案を移送することができることとした。

10 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第14条関係）

開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記載されている場合における意見書提出の機会の付与及び当該第三者が開示に反対する意見書を提出した場合における開示の実施時期について、必要な規定を設けることとした。

11 他の制度との調整（第15条関係）

何人にも開示請求に係る公文書がこの条例に規定する方法と同一の方法で開示することとされている他の法令等の規定との調整等について、必要な規定を設けることとした。

12 開示請求者以外への公文書の開示（第16条関係）

実施機関は、開示請求者以外のものから公文書の開示を求める申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする事とした。

13 費用負担（第17条関係）

公文書の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならないこととした。

14 開示請求をしようとするものに対する情報の提供等（第18条関係）

実施機関は、開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じなければならないこととした。

第3 不服申立てに係る諮問等（第19条～第21条関係）

実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、開示決定等について不服申立てがあったときは、原則として、鳥取県情報公開審議会に諮問し、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならないものとするとともに、諮問をした旨の通知及び第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続について、必要な規定を設けることとした。

第4 鳥取県情報公開審議会

1 審議会の設置（第22条関係）

不服申立てに係る諮問に応じて審議し、又はこの条例の施行に関する重要事項について知事に意見を述べるため、鳥取県情報公開審議会を設置することとした。

2 審議会の委員等（第23条、第24条関係）

審議会は、優れた識見を有する者のうちから知事が任命する委員5人以内で組織するものとするともに、委員の任期等について必要な規定を設けることとした。

3 審議会の会長等（第25条～第27条関係）

審議会の会長、会議及び庶務について必要な規定を設けることとした。

第5 不服申立てに係る調査審議の手続

1 審議会の調査権限（第28条関係）

審議会は必要があると認めるときは、諮問機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができること等、審議会の調査権限について必要な規定を設けることとした。

2 意見の陳述等（第29条、第30条関係）

審議会は、申立てがあったときは、原則として、不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないものとするとともに、不服申立人等は、審議会に意見書又は資料を提出することができることとした。

3 調査審議手続の非公開等（第31条、第32条関係）

調査審議手続の非公開、答申の公表等について必要な規定を設けることとした。

第6 情報公開の一層の推進

1 情報公開の一層の推進（第34条関係）

県は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努め、情報の公開の一層の推進を図るものとする事とした。

2 情報提供施策の充実等（第35条、第36条関係）

県は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の充実に努めるものとするとともに、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努める事とした。

3 会議の公開（第37条関係）

実施機関の附属機関その他これに類する会議は、原則として、公開するものとするとともに、知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする事とした。

4 出資法人の情報公開等（第38条、第39条関係）

(1) 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費（以下「資本金等」という。）を支出している法人（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に努めなければならない事とした。

(2) 県が資本金等の総額の2分の1以上を支出している出資法人は、当該出資法人の情報の公開に関する規程を定め、その保有する文書の公開に努めなければならない事とした。

(3) 県が資本金等の総額の4分の1以上を支出している出資法人は、当該出資法人の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般の閲覧に供するよう努めなければならない事とした。

(4) 知事は、出資法人について、その性格及び業務内容に応じ、当該出資法人の情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとするとともに、出資法人の情報公開に関する相談窓口を設置し、県民の苦情等に応じる事とした。

第7 雑則

1 公文書の管理（第40条関係）

実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の管理に関する定めを設けるとともに、公文書を適正に管理しなければならない事とした。

2 運用状況の公表（第41条関係）

知事は、毎年、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない事とした。

3 委任（第42条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める事とした。

第8 施行期日等

1 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行する事とした。ただし、第6の4は、同年10月1日から施行する事とした。

2 鳥取県公文書公開条例の廃止

鳥取県公文書公開条例は、廃止する事とした。

3 経過措置

所要の経過措置を講ずる事とした。

4 検討

知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事とした。

5 鳥取県行政手続条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部改正

鳥取県行政手続条例及び鳥取県個人情報保護条例について、所要の改正を行う事とした。

◇鳥取県私立高等学校等修繕促進事業助成条例

1 目的（第1条関係）

この条例は、私立高等学校及び私立幼稚園の大規模な修繕（以下「大規模修繕」という。）に要する経費の一部を助成することにより、私立高等学校及び私立幼稚園における教育環境の整備を促進することを目的とすることとした。

2 定義（第2条関係）

この条例において使用する用語の意義を定めることとした。

3 補助金の交付（第3条関係）

県は、大規模修繕（知事が別に定めるものに限る。以下同じ。）を実施した学校法人に対し、予算の範囲内で私立高等学校等修繕促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとした。

4 補助金の額（第4条関係）

補助金の額は、大規模修繕に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）に私立高等学校にあっては3分の1を、私立幼稚園にあっては6分の1を乗じて得た額以下とすることとした。

5 その他（第5条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

6 施行期日等

(1) この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

(2) この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失うこととした。

(3) この条例の失効の日以前に交付決定された補助金については、3及び4の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有することとした。

◇中心市街地における不動産取得税の不均一課税に関する条例

1 目的（第1条関係）

この条例は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する中心市街地における不動産取得税の不均一課税について必要な事項を定め、もって地域の振興及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とすることとした。

2 不動産取得税の不均一課税（第2条関係）

基本計画の公表日から起算して3年以内に商業基盤施設を設置した者について、当該商業基盤施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、100分の0.4（通常税率 100分の4）とすることとした。

3 不均一課税の適用の申請（第3条関係）

2の適用を受ける場合の申請の手続を定めることとした。

4 虚偽の申請者等に対する措置（第4条関係）

虚偽の申請者等に対しては、2を適用しないものとする事とした。

5 委任（第5条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例

1 設置（第1条関係）

人と人との交流を促進し、地域の活性化を図るため、鳥取県立倉吉未来中心（以下「倉吉未来中心」という。）を倉吉市に設置することとした。

2 鳥取県男女共同参画センター（第2条関係）

- (1) 男女共同参画社会（女性も男性もあらゆる分野で個性と能力を発揮し、ともに参画できる社会をいう。以下同じ。）を実現するため、倉吉未来中心に鳥取県男女共同参画センター（以下「センター」という。）を置くこととした。
 - (2) センターは、次の業務を行うこととした。
 - ア 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供を行うこと。
 - イ 男女共同参画社会の形成に関する講習会の開催及び指導者の養成を行うこと。
 - ウ 男女共同参画社会の実現を目的とした団体及び個人に活動の拠点を提供し、相互の交流及び連携を進めること。
 - エ 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている問題に関する相談に応ずること。
 - オ その他男女共同参画社会の形成を図るために必要な事業を行うこと。
 - (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、規則で定めることとした。
- 3 利用の許可（第3条関係）
- 倉吉未来中心を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。
- 4 行為の制限等（第4条関係）
- (1) 倉吉未来中心においては、次の行為をしてはならないこととした。
 - ア 倉吉未来中心の施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - イ 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
 - ウ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - エ その他知事が別に定める行為
 - (2) 知事は、(1)に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、倉吉未来中心の利用を拒むことができることとした。
- 5 措置命令（第5条関係）
- 知事は、倉吉未来中心の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、3の許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができることとした。
- 6 利用許可の取消し（第6条関係）
- 知事は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができることとした。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
 - (2) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
 - (3) 利用許可の条件に違反したとき。
 - (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
 - (5) その他倉吉未来中心の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。
- 7 管理の委託（第7条関係）
- 知事は、倉吉未来中心の管理を財団法人鳥取県文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）に委託することとした。
- 8 利用料金（第8条関係）
- 倉吉未来中心の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を定めるとともに、当該利用料金は、文化振興財団の収入として収受させることとした。
- 9 利用料金の減免（第9条関係）
- 8にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができることとした。
- 10 規則への委任（第10条関係）

この条例に定めるもののほか、倉吉未来中心の管理に関する事項は、規則で定めることとした。

11 施行期日等

- (1) この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- (2) 長期かつ独占的な利用について議会の議決を要する重要な公の施設として倉吉未来中心を指定することとした。

◇鳥取県保健所条例

1 設置（第1条関係）

保健所を設置することとした。

2 名称、位置及び所管区域（第2条関係）

保健所の名称、位置及び所管区域を次のとおりとすることとした。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県鳥取保健所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県倉吉保健所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

3 支所（第3条関係）

鳥取県鳥取保健所に郡家支所を、鳥取県米子保健所に根雨支所を設置することとした。

4 使用料等の徴収（第4条関係）

保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例に定めるところにより、使用料又は手数料を徴収することとした。

5 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県婦人相談所設置条例

1 設置（第1条関係）

鳥取県婦人相談所を鳥取市に設置することとした。

2 所管区域（第2条関係）

鳥取県婦人相談所の所管区域は、鳥取県の区域とすることとした。

3 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県社会福祉審議会条例

1 趣旨（第1条関係）

この条例は、鳥取県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとしてこととした。

2 調査審議事項の特例（第2条関係）

審議会は、児童福祉に関する事項を調査審議することとした。

3 任期（第3条関係）

(1) 審議会の委員の任期は、3年とすることとした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。

(2) 委員は、再任されることができるとこととした。

4 委員長の職務の代理（第4条関係）

審議会の委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、

その職務を代理することとした。

5 会議等（第5条～第7条関係）

審議会の会議、専門分科会及び庶務について必要な規定を設けることとした。

6 雑則（第8条関係）

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定めることとした。

7 施行期日等

(1) この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。

(2) 鳥取県青少年問題協議会設置条例及び鳥取県青少年健全育成条例について所要の改正を行うこととした。

◇鳥取県身体障害者更生相談所設置条例

1 設置（第1条関係）

鳥取県身体障害者更生相談所を鳥取市に設置することとした。

2 所管区域（第2条関係）

鳥取県身体障害者更生相談所の所管区域は、鳥取県の区域とすることとした。

3 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県知的障害者更生相談所設置条例

1 設置（第1条関係）

鳥取県知的障害者更生相談所を鳥取市に設置することとした。

2 所管区域（第2条関係）

鳥取県知的障害者更生相談所の所管区域は、鳥取県の区域とすることとした。

3 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例

1 目的（第1条関係）

この条例は、小規模作業所の運営並びに施設及び設備の整備に係る経費を助成することにより、在宅障害者の活動の場を確保し、もって障害者の社会参加を促進することを目的とすることとした。

2 定義（第2条関係）

(1) この条例において「障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいうこととした。

(2) この条例において「小規模作業所」とは、障害者を通所させ、障害者の能力に応じた作業訓練、生活指導等を行う施設（市町村が運営するものを除く。）であって、知事が別に定める基準により運営されるものをいうこととした。ただし、社会福祉事業法が適用される施設を除くこととした。

3 補助金の交付（第3条関係）

(1) 県は、小規模作業所の運営に要する経費について助成を行う市町村に対し、予算の範囲内で鳥取県小規模作業所運営費補助金（以下「運営費補助金」という。）を交付することとした。

(2) 県は、小規模作業所（知事が別に定めるものに限る。）の施設及び設備の整備に要する経費について助成を行う市町村に対し、予算の範囲内で鳥取県小規模作業所整備費補助金（以下「整備費補助金」という。）を交付することとした。

4 補助金の額（第4条関係）

(1) 運営費補助金の額は、市町村が交付する補助金の額（知事が別に定める額を限度とする。）の2分

の1とすることとした。

(2) 整備費補助金の額は、市町村が交付する補助金の額（知事が別に定める額の4分の3を限度とする。）の3分の2とすることとした。ただし、その額が小規模作業所の施設及び設備の整備に要する経費の2分の1に相当する額を超えるときは、当該2分の1に相当する額とすることとした。

5 その他（第5条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

6 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県介護保険財政安定化基金条例

1 設置（第1条関係）

市町村の介護保険財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、鳥取県介護保険財政安定化基金を設置することとした。

2 積立て（第2条関係）

(1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。

(2) 基金に充てるため市町村から徴収する拠出金の額は、標準給付費額の見込額に1,000分の5を乗じて得た額とすることとした。

3 管理（第3条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないこととした。

4 運用益金の処理（第4条関係）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとした。

5 繰替運用（第5条関係）

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

6 処分（第6条関係）

基金は、1の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができることとした。

7 委任（第7条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県児童相談所設置条例

1 設置（第1条関係）

児童相談所を設置することとした。

2 名称、位置及び所管区域（第2条関係）

児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとすることとした。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県中央児童相談所	鳥 取 市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県倉吉児童相談所	倉 吉 市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子児童相談所	米 子 市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

3 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

条 例

鳥取県県民局設置条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第1号

鳥取県県民局設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項の規定に基づき、県政に係る広聴、市町村との連絡調整並びに商工業、観光及び労働に関する事務を所掌させるため、県民局を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 県民局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県中部県民局	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部県民局	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(鳥取県米子商工労政事務所設置条例の廃止)

2 鳥取県米子商工労政事務所設置条例(昭和59年鳥取県条例第24号)は、廃止する。

鳥取県情報公開条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第2号

鳥取県情報公開条例

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 公文書の開示等

第1節 公文書の開示（第5条—第18条）

第2節 不服申立てに係る諮問等（第19条—第21条）

第3節 鳥取県情報公開審議会（第22条—第27条）

第4節 不服申立てに係る調査審議の手續（第28条—第33条）

第3章 情報公開の一層の推進（第34条—第39条）

第4章 雑則（第40条—第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県政に対する県民の知る権利を尊重して、公文書の開示を求める権利その他情報公開に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

（1） 県公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

（2） 県立の図書館、博物館、公文書館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの

（解釈及び運用の方針）

第3条 実施機関は、公文書の開示に当たっては、県民の公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の秘密その他の通常他人に知られたい個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（適正使用）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示等

第1節 公文書の開示

（開示請求権）

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。）を請求することができる。

（1） 県の区域内に住所を有する者

（2） 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者

（3） 県の区域内に所在する学校に在学する者

（4） 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

（5） 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの

（開示請求の方法）

第6条 前条の規定による請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出する方法又は規則で定める方法により行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所、事業所若しくは学校の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) その他規則で定める事項

2 実施機関は、開示請求がその形式上の要件に適合しないと認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 実施機関は、前項の補正が正当な理由なく行われなるときは、開示請求者に対し、開示請求に係る公文書を開示しないことができる。

（開示請求に対する決定等）

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求があつた日から起算して15日以内に、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書の全部を開示しない旨の決定、第12条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対して、延長する理由及び期間を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、その内容を書面により通知しなければならない。この場合において、公文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、当該開示決定等の理由及び当該開示決定等の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあつては、当該期日を付記しなければならない。

4 実施機関は、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をする事ができないときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

（開示の方法）

第8条 実施機関は、前条第1項の規定により、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該公文書の開示を実施しなければならない。

2 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、スライドについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

3 実施機関は、公文書の閲覧又は視聴の方法により開示することが当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより開示を行うことができる。

（開示義務）

第9条 実施機関は、公文書の開示請求があつたときは、当該公文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）で

あって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であって、規則で定めるもの

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 県の機関、国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書に前条第2項各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分を容易に分離でき、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわないと認めるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて、当該公文書を開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第11条 実施機関は、第9条第2項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書に非開示情報（同項第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。

- （1） 特定の個人の病歴に関する情報その他の個人に関する情報が含まれる公文書の開示請求があった場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるとき。
- （2） 特定の法人等又は事業を営む個人が有する商品の製造技術に関する情報その他の法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる公文書の開示請求があった場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が侵害されるおそれがあるとき。
- （3） 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の情報が含まれる公文書の開示請求があった場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を開示することとなるとき。
- （4） 特定の試験の出題内容に関する情報その他の監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報が含まれる公文書の開示請求があった場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- （5） 前各号に規定する場合のほか、公文書の存否の事実により特定の情報の存在が明らかになる開示請求があった場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき。

（事案の移送）

第13条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成され、かつ、当該他の実施機関が開示決定等を行うことが開示請求者の利益を損なわないと認められるときその他他の実施機関が開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示を実施しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 開示請求に係る公文書に開示請求者、国及び地方公共団体以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。
 - （1） 第三者に関する情報が含まれている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第9条第2項第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - （2） 第三者に関する情報が含まれている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第9条第2項第2号エに規定する情報（規則で定めるものを除く。）に該当すると認められるとき。
 - （3） 第三者に関する情報が含まれている公文書を第11条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思

を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間は置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知しなければならない。

(他の制度との調整)

第15条 他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第8条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示は行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第8条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この節の規定は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている公文書については、適用しない。

(開示請求者以外への公文書の開示)

第16条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示を求める申出があつたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(費用負担)

第17条 この節の規定により公文書の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第18条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が管理する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じなければならない。

第2節 不服申立てに係る諮問等

(審議会への諮問等)

第19条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつたときは、次の各号に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であるとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があつたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第3節 鳥取県情報公開審議会

(設置)

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) 第19条第1項の規定による不服申立てに係る諮問に応じて審議すること。
- (2) その他この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第23条 審議会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第24条 委員は、優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員又は委員であった者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(会長)

第25条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

第4節 不服申立てに係る調査審議の手続

(審議会の調査権限)

第28条 審議会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問機関」という。）に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第29条 審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第30条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又

は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 審議会は、前項の意見書又は資料が提出されたときは、その写しを当該意見書又は資料を提出した不服申立人等以外の不服申立人等に送付するものとする。

(調査審議手続の非公開)

第31条 この節の規定により審議会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第32条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、その概要を、審議会が適切と認める方法により公表するものとする。

(雑則)

第33条 前節及びこの節に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第3章 情報公開の一層の推進

(情報公開の一層の推進)

第34条 県は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供しよう努め、情報公開の一層の推進を図るものとする。

(情報提供施策の充実)

第35条 県は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

(計画等の積極的な公開)

第36条 県は、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努めるものとする。

(会議の公開)

第37条 実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとされているとき及び次に掲げる場合であつて当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

- 2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第38条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費（以下「資本金等」という。）を支出している法人（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に努めなければならない。

2 県が資本金等の総額の2分の1以上を支出している出資法人は、当該出資法人の情報の公開に関する規程を定め、その保有する文書の公開に努めなければならない。

3 県が資本金等の総額の4分の1以上を支出している出資法人は、当該出資法人の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般の閲覧に供しよう努めなければならない。

(出資法人の情報公開の推進のための措置)

第39条 知事は、出資法人について、その性格及び業務内容に応じ、当該出資法人の情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、出資法人の情報の公開に関する県民の相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。

3 知事は、出資法人の情報の公開に関する苦情の申出を受けたときは、申出の内容を調査の上、必要があると認めるときは、当該出資法人に対して指導を行うものとする。

第4章 雑則

(公文書の管理)

第40条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の管理に関する定めを設けるとともに、公文書を適正に管理しなければならない。

(運用状況の公表)

第41条 知事は、毎年、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(規則への委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第38条及び第39条の規定は、同年10月1日から施行する。

(鳥取県公文書公開条例の廃止)

第2条 鳥取県公文書公開条例(昭和63年鳥取県条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 規則で定める日までの間は、第2条第1項中「教育委員会、公安委員会、警察本部長」とあるのは「教育委員会」と、第19条第1項中「実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。以下この条及び次条において同じ。)」とあるのは「実施機関」とする。

2 この条例の施行の日前に前条の規定による廃止前の鳥取県公文書公開条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項の規定によりなされた決定に係る処分、手続その他の行為については、第19条の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

3 第7条又は第19条の規定の適用については、旧条例の規定によりなされた請求、決定又は不服申立ては、この条例の相当規定によりなされた請求、決定又は不服申立てとみなす。

4 第9条第2項第2号の規定は、平成10年1月1日以後に作成され、又は取得された公文書の開示について適用し、同日前に作成され、又は取得された公文書の開示については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第13条第1項の規定により設置されている鳥取県公文書公開審議会は、第22条の規定により設置された審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

6 この条例の施行の際現に旧条例第13条第3項の規定により鳥取県公文書公開審議会の委員に任命されている者は、第24条第1項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日における鳥取県公文書公開審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(検討)

第4条 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(鳥取県行政手続条例の一部改正)

第5条 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「公安委員会」を「公安委員会、警察本部長」に改める。

第19条第2項第5号中「又は保佐人」を「、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第6条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理」を「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有」に改め、同号イ中「決裁、供覧等の手続が終了した」を「当該実施機関の職員が組織的に用いる」に、「実施機関が管理」を「当該実施機関が保有」に改める。

第16条第1号を次のように改める。

(1) 法令の規定又は実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により開示

することができない情報

第16条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 県の機関、国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第16条第8号を削る。

第26条第1項中「鳥取県公文書公開条例（昭和63年3月鳥取県条例第2号）」を「鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）」に改める。

鳥取県私立高等学校等修繕促進事業助成条例をここに公布する。

平成12年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第3号

鳥取県私立高等学校等修繕促進事業助成条例

(目的)

第1条 この条例は、私立高等学校及び私立幼稚園の大規模な修繕（以下「大規模修繕」という。）に要する経費の一部を助成することにより、私立高等学校及び私立幼稚園における教育環境の整備を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立高等学校 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校のうち、高等学校をいう。

(2) 私立幼稚園 私立学校法第2条第3項に規定する私立学校のうち、幼稚園をいう。

(3) 学校法人 私立学校法第3条に規定する学校法人をいう。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、大規模修繕（知事が別に定めるものに限る。以下同じ。）を実施した学校法人に対し、予算の範囲内で私立高等学校等修繕促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、大規模修繕に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）に私立高等学校に

あつては3分の1を、私立幼稚園にあつては6分の1を乗じて得た額以下とする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の日以前に交付決定された補助金については、第3条及び第4条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

中心市街地における不動産取得税の不均一課税に関する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第4号

中心市街地における不動産取得税の不均一課税に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中心市街地における不動産取得税の不均一課税について必要な事項を定め、もって地域の振興及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(不動産取得税の不均一課税)

第2条 法第6条第6項の規定による基本計画を作成し公表した日（その日が平成12年3月31日前であるものに限る。以下「公表日」という。）から起算して3年以内に、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第34条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号）第2条第1項に規定する商業基盤施設（以下「商業基盤施設」という。）を設置した者について、当該商業基盤施設の用に供する家屋（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例（昭和29年鳥取県条例第26号）第62条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(不均一課税の適用の申請)

第3条 前条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供することとなった日から30日以内に、知事に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 商業基盤施設の所在地及び名称

(3) 商業基盤施設の用に供する家屋及び構築物の取得価額並びに家屋及びその敷地である土地の取得年月日

(4) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請があつた場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査す

ることができる。

(虚偽の申請者等に対する措置)

第4条 正当な理由がなく前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為により同項の申請をした者又は正当な理由がなく同条第2項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条の規定は、適用しないものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第5号

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、人と人との交流を促進し、地域の活性化を図るため、鳥取県立倉吉未来中心(以下「倉吉未来中心」という。)を倉吉市に設置する。

(鳥取県男女共同参画センター)

第2条 男女共同参画社会(女性も男性もあらゆる分野で個性と能力を発揮し、ともに参画できる社会をいう。以下同じ。)を実現するため、倉吉未来中心に鳥取県男女共同参画センター(以下「センター」という。)を置く。

2 センターは、次の業務を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する講習会の開催及び指導者の養成を行うこと。
- (3) 男女共同参画社会の実現を目的とした団体及び個人に活動の拠点を提供し、相互の交流及び連携を進めること。
- (4) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている問題に関する相談に応ずること。
- (5) その他男女共同参画社会の形成を図るために必要な事業を行うこと。

3 前2項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、規則で定める。

(利用の許可)

第3条 倉吉未来中心を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第4条 倉吉未来中心においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 倉吉未来中心の施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、倉吉未来中心の利用を拒むことができる。

(措置命令)

第5条 知事は、倉吉未来中心の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5) その他倉吉未来中心の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(管理の委託)

第7条 知事は、倉吉未来中心の管理を財団法人鳥取県文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）に委託する。

(利用料金)

第8条 倉吉未来中心の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表のとおりとし、文化振興財団の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第9条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、倉吉未来中心の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)

2 重要な公の施設等の指定等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中第9号を第10号とし、第1号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

- (1) 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置された鳥取県立倉吉未来中心

別表（第8条関係）

1 施設利用料

(1) 大ホール利用料

区 分	金 額				
	午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料	
平日に利用する場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	24,450円	48,900円	61,120円	122,250円
	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	31,780円	63,570円	79,460円	158,920円
	入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	39,120円	78,240円	97,800円	195,600円
	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	48,900円	97,800円	122,250円	244,500円

休日に 利用す る場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	29,340円	58,680円	73,350円	146,700円
	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	38,140円	76,280円	95,350円	190,700円
	入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	46,940円	93,880円	117,360円	234,720円
	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	58,680円	117,360円	146,700円	293,400円

備考

- この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後10時までをいい、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- 午前零時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間に利用する場合の利用料の額は、午前又は夜間の利用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合（全日の利用をする場合を除く。）の利用料（以下「延長利用料」という。）の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。ただし、午前から引き続き午後において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 1階部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の5分の3に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 小ホール利用料

ア 可動席を使用する場合

区 分		金 額			
		午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
平日に 利用す る場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	4,890円	9,780円	12,220円	24,450円
	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	6,350円	12,710円	15,890円	31,780円
	入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	7,820円	15,640円	19,560円	39,120円
	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	9,780円	19,560円	24,450円	48,900円
休日に 利用す る場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	5,860円	11,730円	14,670円	29,340円
	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	7,620円	15,250円	19,060円	38,130円
	入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	9,380円	18,770円	23,470円	46,940円
	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	11,730円	23,470円	29,340円	58,680円

備考

- この表において「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」、「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(1)の表備考1から3までに規定する午前、午後、夜間及び全日、平日及び休日並

びに入場料をいう。

- 2 (1)の表備考4及び5の規定は、可動席を使用する場合の小ホールの利用料の額について準用する。

イ 可動席を使用しない場合

区 分	単 位	金 額
営利を目的とする場合	1時間につき	4,200円
営利を目的としない場合	1時間につき	2,100円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

(3) 楽屋等利用料

区 分	金 額			
	午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
第1楽屋	290円	590円	740円	1,490円
第2楽屋	280円	560円	710円	1,420円
第3楽屋	270円	540円	670円	1,350円
第4楽屋	540円	1,080円	1,350円	2,700円
第5楽屋	580円	1,160円	1,460円	2,920円
第6楽屋	570円	1,140円	1,420円	2,850円
第7楽屋	840円	1,680円	2,100円	4,200円
第8楽屋	210円	420円	530円	1,060円
第9楽屋	550円	1,110円	1,390円	2,780円
第10楽屋	550円	1,110円	1,390円	2,780円
楽屋事務室	210円	420円	530円	1,060円
スタッフルーム	310円	620円	780円	1,560円
リハーサル室	2,010円	4,020円	5,020円	10,050円
第1練習室	620円	1,250円	1,560円	3,130円
第2練習室	1,160円	2,330円	2,920円	5,840円

備考

- 1 この表において「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」とは、それぞれ(1)の表備考1に規定する午前、午後、夜間及び全日をいう。
- 2 (1)の表備考4及び5の規定は、楽屋等の利用料の額について準用する。

(4) セミナールーム等利用料

区 分	単 位	金 額
第1セミナールーム	1時間につき	1,080円
第2セミナールーム	1時間につき	620円
第3セミナールーム	全室を利用する場合	1時間につき 2,550円
	2分の1室を利用する場合	1時間につき 1,270円

第4セミナールーム		1時間につき	490円
第5セミナールーム		1時間につき	490円
第6セミナールーム		1時間につき	510円
第7セミナールーム		1時間につき	710円
第8セミナールーム		1時間につき	1,180円
第9セミナールーム	全室を利用する場合	1時間につき	640円
	8畳間を利用する場合	1時間につき	250円
	6畳間(1)を利用する場合	1時間につき	190円
	6畳間(2)を利用する場合	1時間につき	190円
団体事務局サロン		1月1平方メートルにつき	1,330円
アトリウム		1時間1平方メートルにつき	2円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
 - 2 利用期間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
 - 3 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
 - 4 1件の利用料の額が100円未満である場合における当該利用料の額は、100円とするものとする。
 - 5 セミナールーム及び団体事務局サロンを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 2 設備利用料
設備の価格を勘案して知事が別に定める額

鳥取県保健所条例をここに公布する。

平成12年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第6号

鳥取県保健所条例

(設置)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づき、保健所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県鳥取保健所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県倉吉保健所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(支所)

第3条 地域保健法第12条の規定に基づき、鳥取県鳥取保健所に郡家支所を、鳥取県米子保健所に根雨支所を設置する。

2 郡家支所及び根雨支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県鳥取保健所郡家支所	八頭郡郡家町	八頭郡
鳥取県米子保健所根雨支所	日野郡日野町	日野郡

(使用料等の徴収)

第4条 保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例（昭和44年鳥取県条例第9号）に定めるところにより、使用料又は手数料を徴収する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県婦人相談所設置条例をここに公布する。

平成12年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第7号

鳥取県婦人相談所設置条例

(設置)

第1条 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の規定に基づき、鳥取県婦人相談所を鳥取市に設置する。

(所管区域)

第2条 鳥取県婦人相談所の所管区域は、鳥取県の区域とする。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県社会福祉審議会条例をここに公布する。

平成12年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第8号

鳥取県社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第6条第2項の規定に基づく鳥取県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、社会福祉事業法第11条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 前2条の規定は、専門分科会の運営について準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(鳥取県青少年問題協議会設置条例の一部改正)

2 鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「法」を「昭和28年法律第83号。以下「法」に、「事務をつかさどらせる」を「事務及び条例の規定によりその権限に属させられた事務を行わせる」に改める。

第2条を次のように改める。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

第3条第1項中「但し」を「ただし」に、「補欠委員」を「補欠又は増員により任命された委員」に、「の残任期間」を「又は現任者の残任期間」に改める。

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

3 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第14条の2第2項中「鳥取県児童福祉審議会」を「鳥取県青少年問題協議会」に改める。

鳥取県身体障害者更生相談所設置条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第9号

鳥取県身体障害者更生相談所設置条例

(設置)

第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の規定に基づき、鳥取県身体障害者更生相談所を鳥取市に設置する。

(所管区域)

第2条 鳥取県身体障害者更生相談所の所管区域は、鳥取県の区域とする。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県知的障害者更生相談所設置条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第10号

鳥取県知的障害者更生相談所設置条例

(設置)

第1条 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づき、鳥取県知的障害者更生相談所を鳥取市に設置する。

(所管区域)

第2条 鳥取県知的障害者更生相談所の所管区域は、鳥取県の区域とする。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第11号

鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例

(目的)

第1条 この条例は、小規模作業所の運営並びに施設及び設備の整備に要する経費を助成することにより、在宅障害者の活動の場を確保し、もって障害者の社会参加を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいう。

2 この条例において「小規模作業所」とは、障害者を通所させ、障害者の能力に応じた作業訓練、生活指導等を行う施設（市町村が運営するものを除く。）であって、知事が別に定める基準により運営されるものをいう。ただし、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条第1項の社会福祉事業の用に供する施設を除く。

（補助金の交付）

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、小規模作業所の運営に要する経費について助成を行う市町村に対し、予算の範囲内で鳥取県小規模作業所運営費補助金（以下「運営費補助金」という。）を交付する。

2 県は、第1条の目的を達成するため、小規模作業所（知事が別に定めるものに限る。）の施設及び設備の整備に要する経費について助成を行う市町村に対し、予算の範囲内で鳥取県小規模作業所整備費補助金（以下「整備費補助金」という。）を交付する。

（補助金の額）

第4条 運営費補助金の額は、市町村が交付する補助金の額（知事が別に定める額を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額とする。

2 整備費補助金の額は、市町村が交付する補助金の額（知事が別に定める額に4分の3を乗じて得た額を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、その額が小規模作業所の施設及び設備の整備に要する経費の額に2分の1を乗じて得た額を超えるときは、当該2分の1を乗じて得た額とする。

（雑則）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県介護保険財政安定化基金条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第12号

鳥取県介護保険財政安定化基金条例

（設置）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第147条第1項の規定に基づき、市町村の介護保険財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、鳥取県介護保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、法第147条第5項及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

2 政令第12条第1項第1号の条例で定める割合は、1,000分の5とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属す

る現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成12年 4月 1日から施行する。

鳥取県児童相談所設置条例をここに公布する。

平成12年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第13号

鳥取県児童相談所設置条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条の規定に基づき、児童相談所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県中央児童相談所	鳥 取 市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県倉吉児童相談所	倉 吉 市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子児童相談所	米 子 市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

附 則

この条例は、平成12年 4月 1日から施行する。